

## 9. 会員期間通算（別法人への再就職）

- ・退職後2か月以内に他の共済会加入事業所（別法人）に再就職したときは、会員期間の通算ができます。
- ・会員期間の通算をするときには、退職後20日以内に「共済会会員期間通算願書」（様式第3号）に必要事項を記入し、旧事業所から新事業所を經由して共済会へ提出してください。

- 注意！**
1. 「共済会会員期間通算願書」を提出する場合は、「共済会会員退会届兼退職金請求書」と「共済会入会申込書」は提出しないでください。  
両方とも提出されると、二重登録となる原因になります。
  2. 休職・停職中の会員は、期間通算できません。この場合は、一旦休職・停職を解除したうえで、お手続きください。
  3. 「共済会会員期間通算願書」を共済会に提出されない場合、旧事業所退職後も当該職員の掛金が継続して請求されます。

### 【記入項目の説明】

記入例を参考に、次のとおり記入してください。

旧事業所番号	旧事業所番号を記入してください。
旧事業所名	旧事業所名を記入してください。
会員氏名	会員の氏名を記入してください。
会員番号	会員番号を記入してください。
退職年月日	退職をした年月日を記入してください。
生年月日	必ず記入してください。
再就職年月日	再就職した年月日を記入してください。
新事業所番号 新事業所名	新事業所番号と新事業所名を記入してください。

（注1）在籍日数とは、籍のあった日数のことであり、休日や欠勤日なども含んだ日数です。

### ※掛金について

- ・在籍日数が10日以上ある場合、掛金が発生します。
- ・新・旧事業所の在籍日数が両方とも10日以上ある場合、新事業所に掛金が発生します。
- ・新事業所の在籍日数が10日未満の場合、旧事業所に掛金が発生します。

# 会員期間通算願書

一般財団法人 愛知県民間社会福祉事業職員共済会用(共済会ゆき)

提出日 2023年 4月 25日

一般財団法人 愛知県民間社会福祉事業職員共済会理事長殿

旧事業所番号	旧事業所名
1 1 1 1 0 0 1	〇〇保育園

会員氏名	会員番号	退職年月日(注)				生年月日				再就職年月日(注)				新事業所番号	新事業所名	
		年	月	日	日	年	月	日	日	年	月	日	日			
共済 花子	1 2 3 4 5 令	0	5	0	3 3 1	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	6	0	0	5 2 1	令	0	5	0 4 0 1	2 2 2 2 0 0 1	△△保育園

(注) 在籍日数が10日以上ある場合、掛金が発生します。新・旧事業所の在籍日数が両方とも10日以上ある場合、新事業所に掛金が発生します。  
(新事業所の在籍日数が10日未満の場合、旧事業所に掛金が発生します。)

上記新旧両事業所における会員期間を通算してください。

氏名	共済 花子	
----	-------	---

(注) 休・停職中の会員は、期間通算できません。  
必ず、休・停職解除届を提出してください。  
(注) 同一法人内の異動の場合は、配置替届を提出してください。

上記のことについて同意します。

旧	事業主名 又は 法人名	社会福祉法人 〇〇会	事業所名	〇〇保育園
	所在地	名古屋市〇〇区1丁目2番地3	事業所の 所在地	名古屋市〇〇区1丁目2番地3
	代表者名	共済 太郎		
新	事業主名 又は 法人名	社会福祉法人 △△会	事業所名	△△保育園
	所在地	名古屋市△△区1丁目2番地3	事業所の 所在地	名古屋市△△区1丁目2番地3
	代表者名	愛知 太郎		

(注) この願書は、新事業所から提出してください。(旧→新→共済会)